

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00107175

2023年7月11日

発信課	経済部経済総務課金融支援係
担当者	筒井
連絡先	電話 0166-25-7042 (内5416)
	F A X
	E-mail keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日程	令和5年7月5日 ~
発表項目 (行事名)	「旭川市事業継続支援金（エネルギー価格高騰分）」について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>【事業名】 旭川市事業継続支援金（エネルギー価格高騰分）</p> <p>【事業の概要】 コロナの影響で売上高が減少していることに加え、エネルギー価格高騰の影響を受けている市内事業者の皆さまを支援するため、市が支援金を給付します。</p> <p>【対象者】 2022年12月1日以降、継続して本社所在地（個人事業者の場合は自宅住所）が旭川市内にある事業者</p> <p>【給付要件】 <要件①(売上要件)> 2021年11月～2023年4月までのいずれかの月の売上が、2018年11月～2020年3月までの同月比で20%以上減少 <要件②(エネルギーコスト要件)> 2022年12月～2023年4月までのいずれかの月に、事業のために支払ったエネルギーの単価が、2021年12月～2022年11月までのいずれかの月の単価よりも増加</p> <p>【給付額】 ・法人：5万円 ・個人事業者：2万5千円</p> <p>【申請方法】 ①「道支援金*(エネルギー価格高騰分)」の受給者 (*「道内事業者等事業継続緊急支援金」の略) 新たな申請は不要（道支援金の申請時から基本情報や口座情報に変更がある場合は必要書類の送付が必要） ②「道支援金(エネルギー価格高騰分)」の未受給者 新たに申請が必要（市が申請受付・審査を実施。申請方法や提出書類の詳細については市ホームページを参照）</p>
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道（取材）に当たってのお願い	取材等のお申し込みは、以下担当へお問い合わせください。
備考	

旭川市事業継続支援金 (エネルギー価格高騰分)

コロナの影響で売上高が減少していることに加え、エネルギー価格高騰の影響を受けている市内事業者の皆さまに対し、旭川市が支援金を給付します。

2022年12月1日以降、継続して本店所在地（個人事業者の場合は自宅住所）が旭川市内にあり、次の2つの要件をいずれも満たしていること

給付要件等

要件① [売上要件]

2021年11月～2023年4月までのいずれかの月の売上が、
2018年11月～2020年3月までの同月比で**20%以上減少**

+

要件② [エネルギーコスト要件]

2022年12月～2023年4月までのいずれかの月に、事業のために支払った**エネルギーの単価**が、
2021年12月～2022年11月までのいずれかの月の**単価よりも増加**

給付額

法人

5万円

個人事業者

2万5千円

事業者単位の給付となります。店舗などの事業所単位ではないのでご注意ください

「道内事業者等事業継続緊急支援金*」の受給状況によって、申請方法や提出書類が異なりますのでご注意ください。

* 以下、「道支援金」という

道支援金(エネルギー価格高騰分)を受給した方

新たに申請は不要です。

7月上旬に「基本情報及び振込先口座確認書」を郵送します。
基本情報や口座情報に変更がある場合は、必要書類を添付し期日までに返送ください。

返送期限(変更がある方のみ) :
2023年7月21日(金) 必着

道支援金(エネルギー価格高騰分)を受給していない方

新たに申請が必要です。

市が申請受付・審査を行います。
申請方法や提出書類の詳細については、市ホームページまたは下記QRコードにてご確認ください。

申請受付期間 :
2023年7月5日(水) ~9月29日(金) 必着

申請方法

案内

申請書
様式の
設置場所

- ・旭川市ホームページ
- ・旭川市第三庁舎 1階玄関内
- ・道の駅あさひかわ 24時間トイレ側出入口

市HP



担当

旭川市 経済部 経済総務課 金融支援係 TEL : 0166-25-7042(直通)
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎 3階 (平日8:45~17:15)